

東京都支援事業青梅市 O m e B l u e 商品開発支援事業募集要領

1 目的

青梅市 O m e B l u e 商品開発支援事業（以下「本事業」という。）は、「おうめ観光戦略 2 0 2 4 - 2 0 2 8」の基本戦略 4 「観光資源の高付加価値化による収益力の向上」および施策 4 「地場産品を活用した土産品や商品開発」にもとづき、青梅市（以下「市」という。）が推進する地域プロモーション「O m e B l u e」を活用した新たな商品開発を支援し、市内事業者の収益力向上および来訪者の消費単価向上を図ることを目的とし、また、これらの事業活動の効果を計測できる体制を構築し、市として運用することを目的とする。

2 募集内容

本事業は、次に掲げる内容を実施する事業者を募集するものとする。

- (1) 本事業への応募事業者は 2 0 代から 3 0 代をターゲットに、商品の全体から見て、概ね 5 割以上の青の見栄えとなるスイーツまたはドリンク（以下「開発商品」という。）を開発し、本事業実施期間中に提供する。
- (2) 市に本事業の状況（売上データ等）を情報提供する。

3 市からの支援内容

本事業は、次に掲げる内容を支援するものとする。

- (1) 市ホームページおよび SNS 等による本事業の紹介
- (2) 店舗装飾等の貸与
- (3) 商品開発におけるアドバイザー等による助言機会の提供
- (4) 本事業商品開発準備金（以下「準備金」という。）の支給
- (5) その他、市が必要と認める事項

4 準備金対象者

準備金の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 市エリア（ただし、二俣尾、沢井、御岳本町、御岳および御岳山を除く。）で販売拠点を置く市内事業者であること。
- (2) 暴力団関係者（青梅市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 7 号）第 2 条第 3 号に規定する者をいう。）でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）に規定する風俗営業および性風俗関連特殊営業等

でないこと。

(4) 宗教的活動または政治的活動を目的とするものでないこと。

5 準備金の交付

準備金の額は1事業者当たり5万円を上限とし、本事業終了後に交付する。

6 本事業の応募方法

本事業の応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、青梅市Ome Blue商品開発支援事業応募書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。ただし、次に掲げる(2)(3)については、青梅商工会議所または青梅市観光協会に加盟している事業者においては、提出を求めない

(1) 青梅市Ome Blue商品開発支援事業企画書（様式第2号）

(2) 営業許可証、賃貸借契約書、公共料金支払領収書等事業所の所在地および事業を営んでいることが分かるものの写し

(3) 店舗パンフレットまたはそれと同等と市が認めるものの写し

7 支援決定

市は、前項の規定による応募があった場合において、審査委員会の決定を踏まえて、支援を決定する。なお、支援事業者は10事業者程度とする。

8 審査委員会

審査委員は、青梅市、一般社団法人青梅市観光協会および青梅商工会議所から各1名を選出し、委員長は青梅市選出委員を、副委員長は一般社団法人青梅市観光協会選出委員をもって充てる。

9 商品開発

応募者は、前項による決定後、次に掲げる内容にもとづき商品開発を行うものとする。

(1) 開発商品は20代から30代向けをターゲットとし、商品の全体から見て、概ね5割以上の青の見栄えのスイーツまたはドリンクとする。

(2) 市による進捗確認に適宜応じるものとする。

10 アドバイザー等による助言機会の提供（意見交換会）

市は、本事業期間中に、必要に応じてアドバイザー等による助言機会

を支援事業者に提供する。なお、支援事業者の参加については任意とする。

11 開発商品の提供

開発商品については7月13日（日）までに完了し、7月19日（土）までに開発商品を提供する。また支援事業者は、本事業終了後、9月21日（日）以降も開発商品を提供するよう努めるものとする。

12 状況報告

準備金の決定通知を受けた者は、本事業の状況（売上データ等）を、市に報告しなければならない。また来店者向けのアンケート回収にも努めるものとする。

13 準備金の請求等

請求に係る詳細の手続きは、採択通知時に伝えるものとする。

14 スケジュール

本事業は、次に掲げるスケジュールで実施するものとする。

- (1) 4月17日（木）～5月9日（金） 募集開始
- (2) 4月25日（金） 事業概要説明会
- (3) 5月中旬 支援事業者決定および通知
- (4) 5月下旬～6月下旬 開発商品の準備
- (5) 7月上旬 アドバイザー等による助言機会の提供（意見交換会）
- (6) 7月中旬～9月中旬 開発商品提供
- (7) 9月下旬 状況報告
- (8) 10月 準備金支給

15 庶務

本事業に関する庶務は、シティプロモーション課観光係において処理する。

16 その他

- (1) 応募等に係る経費は、応募者の負担とする。
- (2) 商品開発および販売に係る許認可等が必要な場合は、応募者の責任において手続を行うものとする。
- (3) 食品衛生管理については、関係法令等を遵守するものとする。
- (4) 開発した商品の著作権、意匠権等の知的財産権は、原則、支援事業者に帰属するものとする。ただし、本事業内において、市および

関係団体が無償で使用することに同意するものとする。

(5) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

17 実施期日

この要領は、令和 7 年 4 月 1 7 日から実施する。